

宿泊約款

適用範囲

- 第1条
1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された、慣習によるものとしします。
 2. 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規約に関わらずその特約を優先するものとしします。

宿泊契約の申し込み

- 第2条
1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別紙第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
 2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の設立など

- 第3条
1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条
1. 前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後、同項の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが、前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (6) 天候、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊客に迷惑をおよぼす恐れがあると認められたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他、反社会的勢力であるとき。

宿泊客の契約解除権

- 第6条 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事ができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその攻めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別紙第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後5時（あらかじめ到着予定時刻が示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

当ホテルの契約解除権

- 第7条 1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事があります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊客に迷惑をおよぼす恐れがあると認められたとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。

紛争

- 第8条 1. 本契約に関する紛争については、TWIN-LINE HOTEL YANBARU OKINAWA JAPAN の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

宿泊の登録

- 第9条
1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所および職業
 - (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
 2. 宿泊客が第2条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わりうる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

- 第10条
1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

13:00 まで 室料金（公示価格）の 30%
15:00 まで 室料金（公示価格）の 50%
15:00 以降 室料金（公示価格）の 100%

営業時間

- 第11条
1. 当ホテルの詳しい営業時間はパンフレット、各所の掲示でご案内いたします。
 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合、適切な方法を持ってお知らせいたします。

利用規則の遵守

- 第12条
1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

料金の支払い

- 第13条
1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わりうる方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したときに、フロントにおいて行っていただきます。
 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

- 第 14 条
1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの攻めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
 2. 当ホテルは、消防機関から適応マークを受領しておりますが、万一の火災などに対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第 15 条
1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件で、他の宿泊施設を斡旋するものとします。

寄託物等の取扱い

- 第 16 条
1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、破損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
 2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、滅失、破損等の障害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償いたしません。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

- 第 17 条
1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承した時に限って責任持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
 2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

駐車場の責任

- 第 18 条
1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは、場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊者の責任

第 19 条 1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対してその損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金などの算定方法

宿泊客が支払うべき 総額	宿泊料金 (1)	(1) 基本宿泊料 (2) 税金 イ. 消費税	イ. 10%
	追加料金 (2)	(3) 飲食料および その他の利用料金 イ. サービス料金 (4) 税金 イ. 消費税	イ. 10% イ. 10%

〈備考〉税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2 宿泊料金などの算定方法

契約申込 / 契約解除の通知 人数 受けた日		不泊	当日	前日	2～7日	8～14日	15日～
一般	10名迄	100%	100%	80%	50%	30%	20%
団体	10名以上	100%	100%	80%	60%	40%	30%
特別料金による宿泊 および 合宿・林間学校等	100名以上	100%	100%	80%	60%	50%	40%

(注) %は、基本宿泊料金に対する規約金の比率です。

※申込金は、金額返金いたしません。

※契約に伴い、下見実施の場合、通常料金との差額をお支払いいただきます。

※契約に伴い、ホテルが立替支払いをした、ホテル以外の施設、交通機関などの料金は全額お支払いいただきます。